

事業者の皆様へ

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構  
リスク管理統括部

### 特別試験研究費の額の認定について

共同研究契約約款に基づき企業等が NEDO と共同研究を行う場合、「特別試験研究費税額控除制度」(※)を活用することができる場合があります。

本制度の適用を受けるためには、NEDO による特別試験研究費の額の認定が必要となります。NEDO との共同研究の実施にあたり、本制度の活用を検討される場合には、契約締結前にプロジェクト担当部までに必ずご相談ください。

(※)当該制度及び各種申請書様式については、経済産業省 HP をご参照ください。

■経済産業省 HP

①特別試験研究費税額控除制度

[https://www.meti.go.jp/policy/tech\\_promotion/tax/tax\\_guideline.html](https://www.meti.go.jp/policy/tech_promotion/tax/tax_guideline.html)

②特別試験研究費税額控除制度の報告書様式・申請書様式について

[https://www.meti.go.jp/policy/tech\\_promotion/tax/shinseiyoushiki.html](https://www.meti.go.jp/policy/tech_promotion/tax/shinseiyoushiki.html)